

第91号

申17号

発行日

2019. 6. 3

Super
Highway

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
Tel 03-3375-5045 (NTT)

「不当労働行為撲滅」団体交渉行う①

～組合員・お客様の「命に関わる安全問題」の一掃を目指し～

「ジェイアールバス関東による組合員への執拗な脱退 懲憑による不当労働行為の撲滅を求める申し入れ」

1. 職場で常態化している、人権侵害、差別、利益誘導による組合員への脱退懲憑を直ちにやめること。また、これまでの不当労働行為の事実を認め、会社は謝罪すること。

昨年3月以降突如始まった組合員の脱退と
職場から積み重ねられた数々の不当労働行為のメモ！
JRバス関東本部は職場で行われた
不当労働行為の一部（17件）を明らかにし、
現在も職場で繰り返される不当労働行為に対し
会社が調査した結果をもとにした回答が本日示される！

「ジェイアールバス関東による組合員への執拗な脱退懲憑による不当労働行為の撲滅を求める申し入れ」（JR東労組バス関東申第17号2019.4.11）に対する回答

2019年6月3日

ジェイアールバス関東株式会社

1 職場で常態化している、人権侵害、差別、利益誘導による組合員への脱退懲憑を直ちにやめること。また、これまでの不当労働行為の事実を認め、会社は謝罪すること。

労働組合の活動について会社は介入するものではなく、社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものである。

なお、不当労働行為という認識はなかったものの、一部に不適切かつ誤解を招く発言があったことについては、会社として適当ではないと判断し、厳しく注意指導をしたところである。今後も管理者等に対し、指導を徹底していく考えである。